

★ 広島県国民健康保険運営協議会条例（条例第五十二号）（医療介護保険課）

一 制定の理由

平成三十年度以降の本県の国民健康保険事業の運営に関する事項について審議する合議制の機関として、広島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

二 条例の内容

1 組織

(一) 委員の定数

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 四人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 四人
- (3) 公益を代表する委員 四人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 二人

(二) 委員の任命

委員は、知事が任命する。

2 委員の任期

平成三十年三月三十一日まで

3 会長

会長の選任方法を定める。

4 その他

その他協議会に関し必要な事項は、知事が定める。

三 施行期日等

1 施行期日

平成二十九年二月一日

2 条例の失効

この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 準備行為

この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

★ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十三号）（人事課）

一 改正の要旨

雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十九年一月一日

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第五十四号）（税務課）

一 改正の要旨

自動車保有関係手続のワンストップサービス運用開始に伴い、自動車取得税及び自動車税の納付方法の特例を定めるなど、必要な規定を整備した。

1 自動車取得税及び自動車税

自動車を保有するための各種行政手続を電子申請で一括して行うことが可能になる自動車保有関係手続のワンストップサービスを、平成二十九年四月一日から運用開始することに伴い、納付方法の特例を定めた。

2 その他

(一) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除並びに特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例に関する規定について、必要な整理を行った。

(二) 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除に関するもの及び寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例に関する規定について、必要な整理を行った。

二 施行期日

- 1 一 1 の改正 平成二十九年四月一日
- 2 一 2 (一) の改正 平成二十九年一月一日
- 3 一 2 (二) の改正 平成三十年一月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第五十五号）（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事	務	対象市町
一 社会福祉法に基づく事務のうち、社会福祉法人の一時評議員の選任等		府中町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町
二 麻薬及び向精神薬取締法に基づく事務のうち、麻薬小売業者の免許等		広島市

2 市町が処理する事務から削除するもの

事	務	対象市町
工場立地法に基づく事務のうち、特定工場の新設の届出の受理等		町

3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十九年四月一日

★ 広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十六号）（企業局）

一 改正の要旨

愛媛県今治市関前地区に水道用水の供給を開始するに当たって、広島水道用水供給水道の給水対象及び一日当たりの最大給水量を次のとおり変更した。

改正事項	改正前	改正後
給水対象	広島市、呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、大崎上島町	広島市、呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、大崎上島町、今治市
一日当たりの最大給水量	二四〇、〇〇〇 立方メートル	二二四、六〇〇 立方メートル

二 施行期日

平成二十九年四月一日

★ 広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十七号）（警察本部）

一 改正の理由

道路交通法の一部改正に伴う準中型自動車免許の新設等及び自動車保有関係手続のワ
ンストップサービスの運用開始に伴い、新たに手数料を定めるなど、必要な改正を行っ
た。

二 改正の内容

1 準中型自動車免許に係る手数料

準中型自動車免許の新設に伴い、新たに同免許に係る再試験手数料及び講習手数料
を定めるなど必要な改正を行った。

2 高齢者講習に係る手数料

一定の違反行為を行った七十五歳以上の運転者に対して臨時認知機能検査を行うも
のとされたことに伴い、当該検査の結果に基づく講習について手数料を定めるなど必
要な改正を行った。

3 自動車保管場所証明通知手数料

自動車を保有するための各種行政手続を電子申請で一括して行うことが可能になる
自動車保有関係手続のワンストップサービスを平成二十九年四月一日から運用開始す
ることに伴い、新たに自動車の保管場所を確保していることを証する通知を電子的方
法によって行う場合における手数料を定めるなど必要な改正を行った。

三 施行期日等

1 施行期日

- (一) 以外の改正 平成二十九年三月十二日
- (二) 二・三の改正 平成二十九年四月一日

2 経過措置

準中型自動車免許に係る再試験手数料等及び高齢者講習に係る手数料について、必
要な経過措置を設けた。

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第五十八号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の平成二十八年十月七日付けの給与勧告などを考慮して、職員の給料月額及び諸手当などを改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 給料月額の改定

職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 諸手当の改定

(1) 医師等の初任給調整手当

医師等の初任給調整手当の限度額を次のとおり改定した。

区 分	改 正 前	改 正 後
医療職給料表(一)適用者	三六七、六〇〇円	三六八、〇〇〇円
医療職給料表(一)以外の給料表適用者	五〇、五〇〇円	五〇、六〇〇円

(2) 扶養手当

子に係る手当額を引上げ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで引下げ等々の改定を行った（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるものを除く。）。

(3) 勤勉手当

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の八〇	一〇〇分の八五
	一二月	一〇〇分の八〇	一〇〇分の八五
特定幹部職員	六月	一〇〇分の一〇〇	一〇〇分の一〇五
	一二月	一〇〇分の一〇〇	一〇〇分の一〇五
再任用職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の三七・五	一〇〇分の四〇
	一二月	一〇〇分の三七・五	一〇〇分の四〇
再任用の特定幹部職員	六月	一〇〇分の四七・五	一〇〇分の五〇
	一二月	一〇〇分の四七・五	一〇〇分の五〇

2 任期付研究員の給与改定

(一) 給料月額の改定

任期付研究員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当の改正

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月		改 正 前		改 正 後	
	一二月	六月	一〇〇分の一四五	一〇〇分の一三五	一〇〇分の一四〇	一〇〇分の一五〇
任期付研究員						

3 特定任期付職員の給与改定

(一) 給料月額改定

特定任期付職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当の改正

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月		改 正 前		改 正 後	
	一二月	六月	一〇〇分の一四五	一〇〇分の一三五	一〇〇分の一四〇	一〇〇分の一五〇
特定任期付職員						

4 介護休暇制度の改正等

介護休暇について三回までの期間に分割して取得できるよう改めるとともに、連続する三年以下、一日二時間以下の介護時間を新設した。

5 育児休業等における子の範囲の拡大

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業等における対象となる子の範囲を拡大した。

6 特別職の職員等の期末手当等の改定

(一) 期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月		改 正 前		改 正 後	
	一二月	六月	一〇〇分の一四五	一〇〇分の一三五	一〇〇分の一四〇	一〇〇分の一五〇
特別職の職員等						

(二) その他の改定

非常勤職員の報酬に係る支給方法を改めるため、必要な規定の整備を行った。

7 その他

この条例の施行に伴い必要な経過措置等を定めた。

三 施行期日等

- 1 二一(一)、二一(二)(1)及び(3)、二二(一)、二二(二)、二三(一)、二三(二)並びに二六(一)及び(二)

は、平成二十八年十二月二十一日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

2 二4及び二5については、平成二十九年一月一日

3 二1(二)(2)、二6(二)及び二7については、平成二十九年四月一日

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
(条例第五十九号) (教育委員会)

一 改正の理由

人事委員会の平成二十八年十月七日付けの給与勧告を考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

市町立学校職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

三 施行期日等

平成二十八年十二月二十一日から施行し、同年四月一日から適用する。

★ 広島県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（条例第六十号）

一 制定の理由

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百七十二条の二の規定に基づき、広島県議会議員（以下「県議会議員」という。）の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 選挙公報の発行

(一) 広島県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は、県議会議員の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）において、県議会議員の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに一回発行しなければならない。

(二) 選挙公報は、選挙区ごとに発行しなければならない。

(三) 特別の事情がある区域においては、選挙公報は発行しない。

(四) 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、県委員会が定める。

2 掲載文の申請

(一) 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示があった日に、県委員会に、文書で申請しなければならない。

(二) 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。

3 選挙公報の発行手続

(一) 県委員会は、前条第一項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

(二) 一の用紙に二人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、県委員会がくじで定める。

(三) 前条第一項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

4 選挙公報の配布

(一) 選挙公報は、県委員会の定めるところにより、市町（広島市にあつては、区）の選挙管理委員会（以下「市町委員会」という。）が、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに、配布するものとする。

(二) 市町委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、県委員会に届け出て、選挙公報につき、

同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、当該市町委員会は、市役所、区役所、町役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

5 選挙公報の発行を中止する場合

法第百条第四項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

6 申請等の時間

この条例又はこの条例に基づく県委員会の定めによつて候補者が県委員会に対してする申請その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。

7 委任

この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、県委員会が定める。

三 施行期日

この条例は、平成二十八年十二月二十一日から施行し、同日以後にその期日を告示される一般選挙から適用する。